

令和3年第4回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月14日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時50分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	中山義隆君
	3番	苔口千笑君	4番	真保誠君
	5番	奥山かおり君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	村上緑一君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	喜多武彦君	14番	大西陽君
	15番	谷口隆徳君	16番	山居忠彰君
議長	17番	遠山昭二君		

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 副管 事理 業者	三好信之君	経営管理部長	東川晃宏君
----------------------	-------	--------	-------

監 査 委 員	浅 利 知 充 君	監 査 委 員 長	岡 崎 忠 幸 君
---------	-----------	-----------	-----------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	穴 田 義 文 君	議 会 事 務 局 長	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 主 査	中 井 聖 子 君	議 会 事 務 局 主 査	駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（遠山昭二君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（遠山昭二君） ここで事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（遠山昭二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は13名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

4番 真保 誠議員。

○4番（真保 誠君）（登壇） 月曜日から大荒れの天気になりまして、皆さん、交通事故には十分気をつけたいとともに、これから年末年始、行政を含めて団体行動がなかなか自粛されている中、まちの景気もなかなか振るわないということで、飲食店から言ってくれと言われたわけではございませんけれども、小出しで結構ですから、皆さん、ぜひ年末年始まちで飲食をされてまちのために貢献していただきたい。よろしくお願いします。

早速、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、中学校拠点校部活動についてであります。

この活動については、市民の方もなかなかなじみがないということで、簡単に申し上げますと、だんだん中学校の生徒が減ってきているので、単独での部活動ができないので合体してやろうという、そういった話でございます。

本市が2019年に道内で初めて拠点校活動を試行してからほぼ2年弱ですが、経過しました。この間、本市における士別市立学校の部活動に関するガイドラインを、国のガイドラインにのっとるとともに北海道の方針を参考にして作成してきました。このことは、運動部、文化部共に部活動における生徒の心身の健康の管理のために、過度の練習による負担を減らして適切な休養の確保の必要性を図ったものです。

それに加えて、国の示す働き方改革にのっとった教職員の長時間勤務の解消と、これを同時解消策として推進、展開していくものと理解するところです。特に教師の負担の要因になっている部活動は、外部委託の動きが広がりつつあります。本市の拠点校部活動はまだ試行段階ということで、課題や改善点が多く見られると推測しますが、いかがでしょうか。

ちなみに、この質問につきましては、現市長の渡辺市長が議員時代に、平成30年の第2回定例会で、まだ施行前でございますけれども、拠点校についての部活動の質問をされまして、中

峰教育長からは、これから推進していくということでの答弁をいただいた経緯がございます。今回はこの点について何問か質問いたします。

拠点校部活動とは、従来、部活動は学校単位で行うものとの認識でしたけれども、地域内の中学校を部活動の場所に決め、複数校の生徒が集まり活動を行うことをいいます。この定めた学校を拠点校、この方式を拠点校方式といえます。

スポーツ庁は2018年に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインをまとめました。そこには、単一の学校で運動部を設置できない場合は、拠点校による合同部活動等の取組を推進するという文言が盛り込まれております。昨今、少子化による部員の減少で学校単位での部活動が難しくなる状況が相次いでいるため、子供たちの部活動の選択を確保する意味でも大いに注目されております。既に全国47都道府県においても、その半数以上の55%が拠点校方式による部活動の推進に取り組んでおり、各市町村単位でも独自の取組が散見されるところであります。そんな中、本市においては、先ほども述べたとおり、道内では初の取組として2019年から試行されたものです。

生徒の減少とともに教職員も減少いたします。拠点校の顧問の先生が指導いたしますけれども、この指導者が不足することも否めない事実であります。こうした中、文科省は昨年9月、2023年度から休日の部活動の段階的な地域移行を進める方針を示しました。教員の部活動の負担を減らしたいとの考えからです。ただ、都市部であれば地域移行が非常にスムーズにいくと思われそうですが、外部委託や外部からの部活動指導員を配置できるかが本市の規模ではどうかと私は考えております。

また、部活動のガイドラインにおいて活動時間の制約がございます。何点か申し上げますと、1週間の活動時間は長くても11時間、学期中は週当たり2日以上、休養日の設定を取る。平日1日以上、週末1日以上。1日の活動時間は長くても平日で2時間程度、休日は3時間程度となっております。

士別市でも、士別市立学校の部活動に関するガイドラインも含めまして、士別市立学校における教職員の働き方改革推進プランも読ませていただきました。これとともに、士別市立中学校部活動拠点校方式施行要綱も見せていただいた中で、いろいろ問題点、課題点が出てくるんじゃないかと思受けられます。今の制約については一部でございますけれども、中体連等の大会が近くなりましたらこの場合ではないということも含めましてお話ししておきますけれども、また顧問の先生につきましても、拠点校、それからその附属する協力校、その中からいろいろ制約が、今のところ、まだ試行段階なので非常に曖昧な部分も出ているんじゃないかと思受けられております。

そこで、2019年から今まで、施行されてから現在までの経緯、それから、今実際に現状で起こっています課題、それに対する改善点、それから、この試行に対して、このシステムのチェックとか内容、それから関係者間での協議等はどのようにしているのか。それと教育委員会としてこれから拠点校部活動に対する取組方はどうなのか。また、先ほどありましたとおり、外

部指導者の確保は非常に難しいと思いますが、これをどうされるのかというところの質問でございます。

ちなみに、例えば学校が拠点校になりましたけれども、運動部であれば、その活動の、例えば体育館の使い方だとか、グラウンドだとか、それから文化部であれば吹奏楽の教室だとかいろいろあると思いますけれども、その辺でいろいろ改善点。それから、顧問の先生が拠点校の先生しか教えられないのか、また一緒に入っている仲間の先生が顧問としても取り扱えるのか、いろいろな問題が今山積していると思いますけれども、その辺も含めまして御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 真保 誠議員の御質問にお答えいたします。

中高生など心身共に成長期にある子供たちにとってのスポーツ活動には様々なメリットが存在している一方、勝利至上主義による過度な練習や指導によって、生徒が疲労性によるけがやスポーツ障害を負うリスクが伴うほか、燃え尽き症候群と言われるような現象が社会問題化した背景の下、お話のとおり、スポーツ庁は平成30年に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定しました。また同年、文化庁も文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定したところであり、この2つのガイドラインは、スポーツ系と文化系の違いこそあれ、いずれも日々の適切な活動時間や休養日を設定することのほか、望ましい生活習慣を確立することなどが重要視されています。

中学校や高等学校の部活動については、本年度から全面実施された新学習指導要領にも規定されているとおり、高等学校においては来年度からということになりますけれども、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として大きな意義や役割を果たしているとの位置づけもなされているところです。一方で、学校における働き方改革推進の視点から、指導体制の在り方や教職員の関わり方などについての見直しも求められています。

そこで、まず本市における中学校部活動の拠点校方式を導入した経緯について御質問がありました。

検討の発端は、生徒減少に伴って配置される教員の定数が減少する中、土別南中学校において、男子バスケットボールと女子バレーボールの2つの部活動を担う顧問教諭が配置できなくなり、廃部せざるを得ない状況となったことが背景となりました。市長への手紙なども通じ、市に対して保護者などから何とかならないものかとの声が多く寄せられた中、教育委員会として、これらの部活動について新たな形態を導入することによって存続することができないか検討に当たったところです。その際、神戸市などの取組を参考に、土別南中学校及び土別中学校とも協議を重ね、その結果として、令和元年度から、土別南中学校の生徒が拠点校と位置づけた土別中学校で部活動を行うことができるよう拠点校方式を試行的に導入したものです。

なお、昨年8月からは、土別中学校での存続が難しくなったソフトテニスについても、新た

に士別南中学校を拠点校として、この方式を導入し、現在は3競技において拠点校方式の部活動が実施されています。このほか合同部活動方式では、従前の形と同様に、士別中学校、朝日中学校などでの野球部等で実施されてきているのは既に御承知のとおりかと思えます。

次に、拠点校方式での部活動における課題についてです。

拠点校方式を施行する中で、在籍校と拠点校との間で部活動の取組方や考え方などの違いも明らかになってきましたが、その都度、両校での協議や連携を密にするほか、これまで様々な調整を行い対応してきているところです。

また、一つの学校の部員数が、北海道中学校体育連盟が定める北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定の大会出場最低人数を超える場合は、合同チームとして参加することが認められず、拠点校方式が生かされないものとなっていました。複数年にわたり北海道中体連に対して申入れを行ってきた結果、本年5月に規定が改正され、大会出場最低人数にかかわらず合同チームとして参加が可能になったところです。

しかし、いまだ日本中学校体育連盟の複数校合同チーム参加規程が改正されておらず、全道大会までは合同チームとして出場できるものの全国大会には出場できない状況にあるところでもあり、引き続き、北海道都市教育長会などを通じ規程の改正を要請していく考えです。

部活動の在り方として、拠点校方式はその一つの手法ではあるものの、決して最終形とは考えていません。今後においても何らかの課題が生じた場合には、その都度、拠点校、在籍校、教育委員会などの関係者による連絡会議などの下、引き続き対応に当たってまいります。

次に、今後の在り方についてお尋ねがありました。

現状の拠点校部活動についての要綱においては、平成30年4月1日以降に在籍する学校の部活動が廃部になった場合に限り対象としていますが、それ以前に廃部となっている場合や、当該校では設置歴のない場合についても対象としていくことなど、こういったことも含めて検討が必要と考えているところでもあります。

さらに、文部科学省においては、2023年度、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域で実施する体制に移行する方針を示しています。この方針を踏まえ、現在は情報収集をはじめ、教育委員会内部での検討に着手しているほか、市スポーツ協会や各競技団体への情報提供、校長会との情報交換等を開始したところであり、今後、具体的な検討を進めていくこととしています。

また一方で、本市においては既にクラブチーム形式の下に活動している部活動もあり、このほかにも様々な手法が考えられるところですが、当面、平日の部活動については現体制での活動を継続していく考えです。

最後に、外部指導者の確保に関する考え方についてのお話がありました。

外部指導員は、校長の監督を受け、部活動の技術指導をはじめ大会への引率などを行うものであり、多くの場合、その競技等に精通した方が担っています。全国・全道的にも部活動の顧問教員が必ずしも担当競技の経験があるとは限らない中で、その競技に精通した外部指導者等

による専門的な指導によって競技力や技術的向上が図られるほか、教員の働き方改革推進の観点からも効果が期待されています。

さらに本市においては、独自の取組として、学校からの要請に基づき学校業務技師による部活動指導も導入しているほか、中学校部活動指導員設置要綱によって教員外の指導も可能としており、今年度においては、現在9名の方々に部活動指導員を担っていただいています。今後も、学校や関係者等を通じて登録申込みがあった場合は、専門種目や派遣学校の意見も考慮した上で部活動指導員として任命し、部活動の指導の充実と教員の負担軽減に努めてまいります。

また、活動場所等々についてのお話もありましたが、その状況に応じて柔軟な対応をしていきたい、このように考えているところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 真保議員。

○4番（真保 誠君） 先ほど教育長の御答弁の中で、部活についての認識、部活の考え方、勝つことが絶対主義じゃないと。これ、教育論者からいろんな意見があります。例えば勝つことが宿命なのか。競技論なのか、それとも学校の指導の一環として部活動があってという教育論、要するに勝つことを絶対の目的とするわけではない、生徒の心身ともの成長を狙うための教育だと。これ両方の両極者がいるわけです。これはどちらが正しいかということは非常に難しいと思います。

勝つためには練習しなきゃいけない。練習するためには時間が必要だ。だけれども、こういう制約された中では限られた時間しかない、指導者も含めて。それと効率、中身が非常に充実した時間が必要だということも今論じられています。それが指導者の役目でもありますし、これからそういうふうな形にしていかなきゃいけないということも当然だと思っています。

ただ、事実上、我々の時代と違って、今、時間的制約は受けているんですけども、あくまでも生徒の自主性、主体性がまず第一だということでは、皆さんのお考えどおり、ここは統一されています。この中でどういうふうな、そうしたら指導していくのかということが、今、指導者の中でもすごく難しい部分であって、その中には、要するに生徒と指導者との信頼関係というのが非常に大事になってくるわけです。となれば、例えば週1回の外部指導者が果たしてそこまでのコミュニケーションを取れるのか、信頼関係が築けるのかとなると、またそれも難しい話です。

と同時に、外部指導者がボランティアでやっていただければいいですけども、そこに金銭のもし何かがあるとすれば、またそれは別な話ですけども、恐らく文科省のほうでこういった拠点校方式に対する予算組みは多分していると思います。その予算組みを、例えばそれが道教委に来るかどうかわかりませんが、予算づけをしているということまでは、私もちょっと認識しておりますけれども、それを各拠点校方式を使っている自治体で請求するか、申請できないのかということと、これは今試行中ですから、今後どういうふうにしていくかということは、またそれは、教育委員会での考え方だと思っています。

そこで、先生方も今話したとおり、指導論という部分では非常に頑張っておられたり、勉強されていて、時間も短い中で頑張っておられるのも現実であります。ですから、そういった人方も含めて、先ほどあったように、休日については外部からの指導者をこれから拡大していくということは非常に分かるんですけども、何とか顧問の先生とか父兄も含めまして、そういった方々の期待に応えるべき、やはり教育委員会としてのお考えをちょっとお尋ねしたいなと思いますけれども。それと同時に、今試行中でありますので、いろいろ中身の検討、改善点とか、今お話を伺ったとおりあると思います。それを例えば学校の先生、教育者、顧問の先生も含めて、今協議されているという話もありました。そこに、ここが一番第一となる、例えば生徒の主体性、自主性があるのであれば、その協議のやり方の中にも生徒も入れたらどうかという私の提案であります。

というのは、あくまでもやるのは主体性、自主性を持っている生徒でありますから、その子どもたちがまだ練習したいんです、もう一時間増やしてください、何とか技術的に教えてください、もしそういうものがあつたとしたら、それはそれで何とか受け止めなきゃいけないというのが委員会の役目かなと思いますし、できることには限りはあると思います。それに加えて肉体的な休養が必要だというのであれば、休みの日とかに時間を超えたときに、スポーツ理論を例えば教育として教えるとかという形はできないのか。その部分は指導者であつたとしたってできると思っています。その辺についてのもし御返答があれば、お聞きしたいなと思います。

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 真保議員の再質問にお答えいたします。

まず部活動に対する考え方、答弁で申し上げました。確かに勝つことで得るもの、あるいは勝つというところを一つの当面の目標として、設定して取り組むことでの効果等々もありますし、ただ、お話のように、教育的視点ということでは、勝つための全てではなくて、その経過だったり、あるいは仲間とどういうふうに取り組むかということも大事ですし、それぞれが目標の設定が違う場合もある。一般論的な話をさせていただくと、例えば高校なんかでいいますと、私立の高校と道立、公立の学校ではやはりその辺も若干違う場合もあると認識をしています。

そういった中で、指導者の在り方についても、先ほど申し上げましたように、必ずしも顧問の先生が専門的にその競技をやっていない場合であっても、学校として顧問になっていただくというケースもありますから、そういった事情も御理解いただきたいと思っています。

特に学校においては、複数体制というので基本的に顧問の設定をしています。そういう部分もありますので、その中で、例えば先ほど申し上げた土日の外部指導の入り方についても、決して、そのときだけ行って全てを担えるか、あるいは子供たちの思いも含めて対応できるかという、信頼関係はもちろん大事ですから、その意味では簡単にいかない部分もあると思っています。現状で申し上げますと、日常的な部分についても外部指導者の方は入って、要は土日だけ行っているということではなくて、それ以外の部分も関わっていただいていますので、決

して信頼関係がないということではないと理解をしています。

そういった中で、一方では先生方が意欲を持って、学校では部活の指導を平日しか駄目という扱いになっているとしても、これは各地域そうです、国も認めていますけれども、教員の立場ではなくて、例えば地域のスポーツクラブの存在であったり、各競技団体の指導者の一員として指導していくということは可能なわけですから、それはそういう形で選択をいただくことも可能だと理解をしています。

ただ、その際に話題になってくるのが、そこに関わって、無報酬では今この時代そういった指導に当たる状況になっていないという現実がありますから、そういったところへの指導に当たる場合の謝礼といいますか、報酬といいますか、そういったものをどうしていくのか、これは大きな課題になってくると思っています。現状において、その辺りについては、部活動をやっていない子供たちもいるわけで、公平性の観点から全て行政が担うということにはならないだろうと思っています。そこは先ほど生徒の主体性というお話もありましたけれども、その場合、多くのケースでは家庭で、子供たちもそうですし、保護者の方々も一緒に考えて、あるいは希望されてというケースも多くありますから、その辺りについては、先ほどお話のあったように、私ども教育委員会、あるいは学校等々のみならず、場合によってはPTA等を含めての協議もこれは必要なんだろうと思っているところです。

現状、外部指導者の方については、高額ではありませんけれども謝礼を出しています。これも文科省もある程度示しているものと違いがあります。金額的な差はありますが、今その額で指導されている皆さん方には御理解をいただいて、御協力いただいているところであります。ただ、これが先生方がそこに入ったときに、その額で合うのかということも、今後の検討事項ではないかと思っていますし、先ほど申し上げました、いろんな形態があります。

クラブチーム方式で日常的に外部指導者が全部やっている場合もあります。サッカーは、今サフォークランド士別サッカークラブに登録をし、部活動でも登録をしていますが、中体連には参加せずに、J1をトップとするカテゴリーでの試合に出ていくという選択肢を取っています。一方、柔道についても、日常的には道場のほうで練習をされながら、部活動登録を取って中体連に出るという形もあります。ここはちょっと、個人、団体での出られる、出られないという規定がなかなか生徒たちの希望に合っていない状況もあるんですが、いずれにしても今過渡期でもありますので、引き続き、どういうやり方がいいのかということで考えていきたいと思っています。

そういった中で、先ほど例えばスポーツ理論的な部分ですとか、栄養学的なものも含めて、そうかもしれません。そういった研修という部分については、士別市スポーツ協会なんかでも積極的に科学的な取組をされているところですし、そこに指導者の皆さん方が研修にいったりという活動もされています。また、私どもの任用させていただいている指導者の中にも、全道的な研修会に行っているケースもございますので、科学的な指導等々をきちんとやっていく。昔の水を飲むとか、そういう根性論でやっていた時代とは全く違いますので、そ

こはきっちりとそれぞれの指導者の皆さんが理解をされて指導に当たっていただいているものと思っていますし、今後もその形が継続されると思っています。

最後に、生徒の意向を踏まえてということもありました。確かにそれも大事なことだと思っています。ただ、そこで、例えば自分がどうしてもまだ練習したいという思い、これはそうな
る可能性は極めて高いと思います。でも、それをどんどん認めていくことで、際限なくとい
いますか、先ほど申し上げたスポーツ障害につながるようなケースだとか、あるいはそこに熱い
ものを持っていて、いろんな壁に、違う壁にぶち当たる場合もあり得るのではないかと
思っています。現状においては、きちんと休養を取ることも求められています。やはり、そこは私も
大事だと思っています。これはナショナルチームの練習メニューなんかの中でも、最低1日は
休養日を完全に設けるという形もやりますし、時間的にも効率を上げる練習というのをど
んどんやっています。時間が全てではないと思っていますので、その意味では、様々な研究をこれ
からも続けてまいりますけれども、一定程度生徒の主体性、それから自主性、あるいはその意
向というものは尊重していきつつも、全てそれを受け止めてといえますか、そのとおりにする
ということは望ましくないと思っていますので、そのことは御理解をいただきたい、このよ
うに思います。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 真保議員。

○4番（真保 誠君） 重々承知しました。あくまでも私の思いはそのとおりでと思います。ただ、
国のガイドライン、それから道教委のガイドラインを参考にするのはいいと思うんですけど
も、生徒それから指導者を含めて、本当に今士別でも全国のチームが今まで実績もありました
し、中学校も強い、野球部も強かったですよ。ですから、そういったものも目標として出てく
るわけです。ですから、違法にならない限り士別独自のガイドラインで、指導者も含め、生徒
第一ですが、本当に皆さんが頑張ってやれるスポーツ体制をつくっていただけるように望むと
ころです。

○議長（遠山昭二君） 9番 谷 守議員。

○9番（谷 守君）（登壇） 令和3年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一問一答にて
一般質問をさせていただきます。

1点目は、令和4年度予算編成方針の考え方等についてお聞きしたいと思いますので、よろ
しくお願いいたします。

令和4年度予算編成は、渡辺新市長誕生の下、最初の予算編成であり、本市の最上位計画で
ある士別市まちづくり総合計画の5年目となります。したがって、ローリング後における前期
実行計画のスタートとなる重要な年であることから、展望計画期間を含めた8年間をしっか
りと見据え、併せて、2年目となる財政健全化実行計画の取組を着実に遂行していくため、総
合計画と歩調を合わせた事業の展開が求められるところであります。新年度においても依然と
して新型コロナウイルス感染症の影響は不透明な状況であり、感染症対策と社会経済活動の両立に向け

た万全な体制を取らなければならないことは言うまでもありません。

ところで、令和2年度の一般会計の決算は、さきの決算委員会で報告がなされたとおり、歳入総額190億6,380万円、歳出総額190億1,126万円、差引収支5,254万円、令和3年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は約4,000万円の黒字となりました。歳入では市税が僅かに減少しましたが、地方交付税が増加したことや歳出においては、病院事業会計の補助金の縮減や感染症による未執行事業などの影響により、4年ぶりに財政調整基金を取り崩すことなく、逆に約2,000万円ほど積み増しができたところです。3年度から実施している財政健全化実行計画を進めていく上では、2年度に取崩しを予定していた2億9,700万円の基金取崩しを執行せずに済んだことは、幾らか明るい材料であることと思います。

そこで、まず令和3年度の決算予想について確認したいと思います。3年度も引き続き財政健全化実行計画では1億4,700万円の基金取崩しを図り、単年度黒字化を計画しているところですが、今の段階でどのように収支状況を見込んでいるのでしょうか。毎年お聞きしており、今後決定される特別交付税や地方譲与税交付金などの動向により不透明な点もあることと思いますが、可能な範囲でお知らせいただきたいと思います。

次に、4年度予算の基本的な方針について、確認したいと思います。

予算編成方針は11月9日付で市のホームページでも掲載され、毎年示されているところがありますが、4年度の予算編成方針として、その特色というか、特に留意されている点について説明いただきたいと思います。前述のとおり、財政健全化実行計画の2年目の重要な期間であり、公債費の償還もピークとなることからもお聞きするところです。

最後に、市長政策の実現に向け、それをどのように予算編成に取り組み、反映させていくのかについてお聞きしたいと思います。

何度も繰り返しになりますが、ありとあらゆる縮減策等を駆使した財政健全化実行計画の途上で、市長政策の財源などをどのように捻出していくのか、具体的数字などは、今後予算案に表現されていくかと思いますが、その手法や現時点での考え方をお伺いしたいと思います。

まちづくり総合計画を基本にしつつ、政策の基本となる市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、取組を進められることを期待いたしまして、最初の質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 谷議員の質問にお答えいたします。

まず、令和3年度の決算見込みについてです。

現時点での主な歳入の見込みですが、市民税、固定資産税などの市税総額は、新型コロナウイルス感染症の影響をリーマンショック時と同規模と推計し、対前年度予算比7.6%の減で計上しましたが、現時点での調定額の状況から判断すると、大きく上振れをする見込みです。

地方交付税については、普通交付税の交付決定額が、基準財政収入額の減少と地域デジタル再生事業費の創設などによる需要増により前年を2.1%上回り、臨時財政対策債と合わせた実

質的な交付税額は約72億8,500万円で、3.2%、約2億2,000万円の増額となったほか、現在臨時国会で審議されている国の補正予算第1号においては、普通交付税の追加交付も盛り込まれていることから、交付額はさらに増加をする見込みです。

一方、歳出については、先行きの見えない新型コロナウイルス感染症の影響から、本年度は北海道においても5月から2度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、事業の延期や中止、縮減により、昨年度同様一定の不用額が生じるものと見込んでいます。

こうした状況下での3年度決算見込みについては、今後決定されます特別交付税や地方譲与税交付金、地方消費税交付金など、各種交付金の動向にもよりますが、財政健全化実行計画で推計した1億4,700万円の収支不足に対して、前年度と同様、財政調整基金の取崩しを停止した上で、収支の黒字は確保できるものと考えています。

次に、令和4年度予算編成の基本的な方針についてです。

4年度の予算は、私が市長就任後初の予算編成です。予算編成に当たっては、まちづくり総合計画の見直しと整合性を図りながら進めており、現在もオミクロン株といった新たな変異株が出現するなど先行きが見えない新型コロナウイルスに対する感染症対策と低迷する地域経済の回復を最優先課題とし、安全・安心なまちづくりと地域経済の好循環による持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいます。あわせて、2年目となる財政健全化実行計画については、各取組の検証に基づき具体的方策を着実に実施するとともに、引き続き歳入の確保や創意工夫による歳出の削減に努めてまいります。

そこで、私の政策の実現に向けて、どのように予算編成に取り組み反映させていくのかについてです。

私の政策の基本となる市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくりの具現化に向けては、市内経済の極めて厳しい状況下、地域経済の好循環により町を活性化させ、市民福祉の向上につながる取組を進めてまいります。具体的には、地域経済循環分析などを活用した市内経済調査分析の着手や事業名が仮称にはなりますが、住宅建設等への助成事業、学力向上と魅力ある学校づくりに向けた高校魅力化支援事業、地域特性を生かした環境づくりに向けたゼロカーボン推進事業などを実施に向けて協議を進めてまいります。

また、新年度予算編成においては、地域内の好循環によるまちづくりの重点枠を創設し、地域の稼ぐ力で活性化を促し、地域内の好循環を創出する事業については優先的に予算化を図る考えです。

次に、市長政策に関する財源確保策についてです。新規拡大事業についてはスクラップ・アンド・ビルドが原則となりますが、財政健全化実行計画の検証に基づく効果の上振れ分野、創意工夫による新たな効果のほか、制度変更に伴う財源など総合的に勘案して活用することを想定しております。また、国の地方財政措置や地域の実情に応じた交付金等の活用についても積極的に進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 谷議員。

○9番（谷 守君）（登壇） 2点目は、投票率向上に向けてというテーマでお聞きいたします。

まず初めに、近年の選挙制度の背景について触れてみたいと思います。

2013年の公職選挙法改正によって、インターネット上での選挙活動が解禁され、翌々年から参政権の行使に当たる選挙権年齢も、それまでの満20歳以上から満18歳以上とする公職選挙法等の一部を改正する法律が公布されました。これらにより政党や候補者によるSNSの活用が広がってきており、さきの10月に行われた衆議院選に立候補した1,051人のうち、選挙活動にツイッターやフェイスブックを使っていた候補者は全体の81%ということで、前回17年の63%より着実に増えているようであり、選挙活動もさま変わりしてきている状況です。

選挙へのSNS活用で期待される利点として、拡散力が強く多くの人の目に触れやすい、政治や選挙に関心が低かった若い世代にアピールできる、人海戦術に比べ手軽で低コストに始められるなどの利点が挙げられますが、課題として、フェイクニュースなど誤った情報も一気に拡散する、実際の投票行動への影響力は不透明、専用の機材や撮影・編集技術を持った人材が必要などの課題もあるようです。

一方、18歳の選挙権の関係では、これまでの主権者教育の充実が求められていたところですが、18年に高校の指導要領が改訂され、22年度から現代社会に替わる必修科目公共がスタートいたします。従来の公民でいうところの政治、経済、法律などの知識を身につけるだけでなく、政治的な事象に自分ごととして関心を持ち、積極的な投票行動に結びつけていくような若者を育成するべく、主権者教育の一丁目一番地のような役割を果たす科目として期待されているようです。

そこで本題に戻りますが、実際に投票率自体はどのように推移しているのでしょうか。総務省のまとめでは、10月の衆議院選挙の投票率は55.93%と前回17年の53.68%より2.25ポイント上昇したものの、戦後最低となった7年前に続いて戦後3番目の低さ、全国の平均値は年々右肩下がり推移しているようですが、本市の直近での地方・国政選挙での投票率や期日前投票の投票率の比較はどうなっているのでしょうか、まずはお知らせいただきたいと思います。

全国ベースと同じように推移していると思われますが、投票率が低下している要因などをどのように分析しておられるのかも伺いたします。また、これに向けたこれまでの取組についても併せて紹介いただきたいと思います。

次に、その上で投票率向上に向けた施策などを今後どのように取り組んでいかねばならないかについて触れていきたいと思います。

事前に選挙管理委員会より、さきの市長選における本市の投票率を年代別に分析しているということでしたので、それを拝見させていただきました。それによると、40代から70代までの世代では、それぞれの投票率が70%台後半の実績で推移しており、全体の平均値を押し上げ、逆に30代から年代が下がる世代と、80代から年代が上がる世代で投票率が低くなり、全体の平均値を下げている結果となっていることが読み取れました。

そこで、私は、6年前の平成27年第3回定例会において、選挙権が18歳以上に下がった折、高等学校での投票所、期日前投票所の設置を提案したところですが、そのときの答弁としては、有権者の減少により本市の投票所はむしろ統合している状況であり、新たな投票所の設置や分割は考えていない旨の答弁でありました。当然、その背景は理解しているつもりであり、投票率を上げるべく当時の提案でありましたが、いま一度、高等学校に限定せずとも、スポット的に期日前投票所などを本庁舎以外に設置できないのかと考えますが、その見解を再度求めるところです。

一方、80代からの高齢の方に関しては、意思があっても身体的に投票所自体に行けないなどのケースが主と考えられますので、この場合は、地域担当職員制度や行政相談委員制度などを活用して、本人の意思を確認しながら投票に結びつけられないのか、その可能性等についてここで確認したいと思います。システム環境の整備や様々な条件が弊害することと考えられますが、投票環境の改善に向けて弾力的な環境整備の可能性がほかにないのかも含め、答弁をいただきたいと思います。

また、少し角度は変わりますが、民意を反映し、重責を担う選挙管理委員会の事務局長は、投票率向上に向けた体制を万全にしていくためにも、総務部長が従来のように兼ねるべきことを併せて提案したいと思いますが、その見解についても答弁をいただきたいと思います。

最後に、本来選挙によって示される市民の意思は今後の方向性を決めるべきものであるため、できるだけ多くの有権者に投票に参画してもらうべきことが肝要と考えます。もちろん、我々議員側にとっても、政治に対しての不信感などを取り除いていくことが責務であるところです。

本市の今後の投票率向上に向けた取組策等に期待いたしまして、最後の質問を終わります。
(降壇)

○議長（遠山昭二君） 半澤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（半澤浩章君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、直近の地方及び国政選挙の投票率についてです。

直近の地方選挙では、本年9月に行われた土別市長選挙が70.59%、平成30年4月の土別市議会議員選挙が68.79%となっています。次に国政選挙では、本年10月の衆議院総選挙の全国の投票率が55.93%に対し、本市では62.39%、令和元年7月の参議院通常選挙の全国の投票率が48.80%に対し、本市では58.81%となっています。本市の各選挙の投票率は、地方選挙が国政選挙より高い傾向にあり、また国政選挙では全国の投票率を上回っている状況にあります。議員からお話のあったとおり、投票率は低下をしています。

次に、投票率の分析についてです。

全国的に投票率が低下している状況から、当委員会では以前から作成している投票区別の投票率に加え、本年9月の市長選挙から投票者の年齢別投票率を算出し、分析や現状の把握に努めているところです。

投票率は、社会的側面や政治への関心度、投票に行く時間や労力、天候や季節といった環境

的な要因などの様々な事由により変化するため、一概に投票率低下の要因を特定することは難しいと考えますが、世代ごとの分析では、20歳代以下の投票率が50.23%、90歳代が34.83%となっており、投票率全体と比較すると低調となっています。この要因として、若年層については、進学などによる生活環境の変化や選挙への関心度、高齢者については、健康状態や施設などへの入所時における不在者投票の可否などが考えられるところです。

次に、投票率向上の取組についてです。

当委員会では、投票率向上のため投票日や期日前投票の啓発を行っており、新型コロナウイルス感染対策のため、直近の選挙で実施には至りませんでした。街頭での啓発や市ホームページ、アプリ、フェイスブック、広報紙、新聞広告、選挙公報の全戸配布、街宣車による広報、防災無線による周知、入場整理券の送付など、様々な媒体により周知を行うなど啓発活動を行っています。また、直近の市長選挙においては、開票速報をフェイスブックで公開するなど、市民の選挙への関心を高めながら投票者の利便性の向上を図っているところです。

啓発効果の一部として、期日前投票においては、令和元年7月の参議院選挙の投票率が19.50%、本年9月の市長選挙で20.48%、10月の衆議院選挙では21.63%と増加傾向であり、啓発が制度定着の一助となっているものと考えています。

次に、投票率向上の施策等への今後の取組についてです。

道内での報道によりますと、人口減少や高齢化により立会人の確保ができないなど、投票所の維持が困難との理由で、10月の衆議院選挙では、2019年の同選挙と比べ97の投票所が減少しています。本市の投票所を設置する投票区は現在14か所となっていますが、そのうち選挙人名簿登録者が300人以下となっている投票区が6区あり、同様に投票所の維持が課題となっています。

こうした中、車両内で投票できる移動式期日前投票所の導入や投票所への送迎を行う移動支援の取組、商業施設などで、期日前投票と同じ全投票区の有権者が投票できる共通投票所の設置を行っている自治体もあります。移動式期日前投票所や共通投票所については、投票用車両の整備、商業施設の借上げ、個人情報を取り扱うためのシステム構築と運用のための専用インターネット回線が必要となるなどのハード面の課題、また投票所を開設した際の投票管理者や立会人の確保、従事する職員の配置などのソフト面の課題が考えられます。

さらに、移動支援の対象者の選定や事業者の対応の可否、財政的な課題などを考慮した上で検討を進める必要があるものと考えます。

次に、弾力的な環境整備については、議員のお話にありました、地域担当職員制度や行政相談委員制度により本人の意思を確認しながらの投票について、仮に本人に代わり投票を行う場合は、全て選挙における投票の秘密はこれを侵してはならないとの規定にのっとり運用は難しいものと考えます。

本年7月以降に実施した選挙では、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方が対象となる

郵便等による不在者投票に加え、新型コロナウイルス感染症により、宿泊、自宅療養等をされている方で一定の要件を満たす方が郵便による投票を可能とする特例郵便等投票が制度化されました。こうした制度の活用について、さらに周知や利用の促進に努めてまいるとともに、投票率の向上につながる投票環境の改善へ向けて、総合的な観点からさらに検討を進めてまいります。

最後に、当委員会の事務局長の職制についてです。

本市の執行機関の事務局体制については、行政組織の編成を検討した結果、現状の組織体制に変更となっているものと認識をしております。こうしたことから、当委員会としては、事務局長の職制にかかわらず、選挙制度の趣旨にのっとり、公正公平な選挙執行に努めてまいり所存です。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 通告に従いまして一問一答方式で一般質問します。

1つ目は、まちづくり総合計画実行計画と令和4年度予算編成方針について、これをテーマに伺います。

平成30年度を初年度とした現在の士別市まちづくり総合計画は、8年間の中間年を迎え、令和4年度からは後期4年間がスタートします。士別市まちづくり基本条例により本市まちづくりの最上位計画として位置づけられる総合計画の構成を振り返りますと、士別市まちづくり総合計画は、将来に向けて本市が目指す総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念などを示すとともに、将来のあるべき都市像やその達成のために必要な施策の大綱である基本構想や、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本施策を体系的に明らかにした基本計画、基本計画に掲げられた基本施策に基づき具体的な事業計画を体系づけて定めた実行計画（展望計画）、そして、市内8地区の現状や課題、歴史などを踏まえ、将来の地域づくりの目標や分野別の取組を示す地区別計画から成っており、このうち短期的な計画である実行計画（展望計画）については、後期4年を迎えるに当たり実施しているローリング、事業実績の取りまとめ、評価・分析と計画の修正が、これが行われておりますので、まず、ここについてお伺いをいたします。

現在のまちづくり総合計画の実行（展望）計画については、市長公約、マニフェストも反映されるよう4年間とされておりまして、先般、前牧野市長の3期12年間のマニフェスト、132項目の達成率は98%とのことでありました。当然、今実行計画期間4年間と期間の違いがありまして、イコールとはなりませんでしょうが、まちづくり総合計画の実行計画の進捗はいかがでしょうか。あわせて、期間中の未着手事業についての取扱いについて説明願います。

次に、今後の実行計画策定の手続について伺います。

具体的には、策定作業から市民等との協議、計画公表のスケジュールについて明らかにしていただきたくお願い申し上げます。これに加えまして、過去議会でも答弁いただいておりますけれども、4年ごとに検証や見直しを行うとされておりまして地区別計画、この計画に係る見直

しスケジュールについてもお知らせください。

次に、まちづくり総合計画と財政健全化実行計画との整合について伺います。

平成30年度からのまちづくり総合計画の着実な実施に向けた財政基盤の確立のため、平成27年度から3か年間の中期財政フレームの設定、平成28年度には約20年ぶりとなる使用料・手数料の全面的見直しや公共施設マネジメント基本計画の策定、そして、まちづくり総合計画の実施期間と同じになります平成30年度からは行財政運営戦略による様々な取組を示し、事業アセスメントサイクルの実施や補助金適正化ガイドラインの策定など、様々な見直しを実施しましたが、増大する行政コストを抑え込むことができず、安全・安心な市民生活の確保と市民サービスを継続するため、士別市財政健全化実行計画を策定し、組織の機構改革や事務事業の再編など、あらゆる歳出の見直しから抜本的な体質改善が今年度から断行されていることは御承知のとおりでございます。

来年度からの実行計画4か年は、まさしく財政健全化実行期間、こちらと同時期でありますことから、まちづくり総合計画の実行計画4年間の実施事業の策定に当たり、投資的経費に関連する起債発行額の抑制策、こちらがどのように反映されているのかをお伺いします。

コロナの影響など、財政健全化実行計画策定時などにも想定し得なかった事柄について、とりわけコロナを理由とした事業費減やコロナ対策事業の取扱い、また、これはさきの市長選挙においても話題となったことでありますけれども、令和3年度から実行しております財政健全化実行計画の策定後に、私どもの士別市議会で決定をしました来年5月からの市議会議員定数2減、これに伴う1,000万円を超える恒久的な削減効果、あるいは、ただいま谷議員の答弁でありました実行計画における効果額の上振れなど、近年の事柄をこのまちづくり総合計画実行計画の財源として、どのように反映されるのかをお伺いいたします。

最後に、令和4年度の予算編成方針との関連で伺います。

予算編成方針中、事業の重点枠については、先ほど市長から答弁がありましたとおり、地域内の好循環によるまちづくり重点枠として、優先的に予算化を図るとされております。しかしながら、今年度、令和3年度までの予算編成における重点枠については、ただいまお伺いをしております総合計画の基本理念、地域力を高め、地域力で進めるまちづくり、これを実現するため、地区別計画をはじめとした市民連携の下、地域活性化に向けた事業を地域力によるまちづくり重点枠とし、これまで予算化されておりました。この取組について、令和4年度、来年度予算ではどのように取り扱われるのか、この部分についての見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

初めに、士別市まちづくり総合計画のローリングについてです。

まちづくり総合計画の策定時点で、計画事業数が311事業、事業費は実行計画期間中に約240億円を見込んでいたところです。実行計画期間中の実績については、全325事業を実施し、事

業費は、令和3年度は予算額となりますが、4年間で約193億円となっているところです。大きく事業費が減少した要因としては、事業内容を見直したことなどにより、事業費の圧縮や事業期間の先送りを実施したことによるものです。

計画時点から事業費の圧縮や事業実施時期を延期した事業は、市道や橋梁整備事業など建設事業で約13億円、普通財産環境整備事業で約1億円、朝日中学校など小・中学校改修事業で約3億円、駅前再編整備事業で約3億円、市立病院医療機器等整備事業で約4億円、国営農地再編整備事業の地元負担分で約8億円などとなっています。

この間において未着手事業はありませんが、実施時期を延期した朝日中学校改修事業、駅舎改修事業など、完了には至っていない状況にあります。今後においては、次期の実行（展望）計画に登載する事業、統合・廃止をしていく事業などを選定していく必要があります。

次に、今後の実行計画の策定の手続についてです。

これまで事業アセスメントサイクルに基づく施策アセスメントを実施し、施策グループごとに達成度や課題などの評価・分析を行ってきました。現在、この結果などを踏まえ、次期実行（展望）計画を策定中であり、今後は年内に士別市振興審議会及び市議会の皆様の意見を伺いながら事業調査などを行い、来年3月の成案化及び公表を目指しているところです。

次に、地区別計画の見直しについてです。

今回の検証の方法としては、計画の構成の一つである地域づくりの取組の分野を中心に各地区でワークショップでの話し合いを基本に進めていますが、コロナ禍であることを考慮し、各地区の実情に応じて自治会などと相談しながら進めているところです。各地区の状況も踏まえ、今年度内には見直し作業を終了する予定で鋭意取組を進めてまいります。

次に、財政健全化実行計画との整合についてです。

健全化実行計画の具体的方策においては、一般会計における投資的事業に関連する起債発行額については5か年で52億円以内に抑制するものとしています。今年度の投資的経費に関連する新規起債発行額は、繰越分を含めた予算現計ベースで約10億5,000万円であり、4年度以降の総合計画実行計画期間4か年においては、その差額となる約41億5,000万円を上限として調整し、一般財源も合わせて健全化実行計画との整合性を図る考えです。

事業の選定につきましては、実行計画期間4か年で必要とされる事業を内部協議、市長ヒアリングを経て決定し、実施年度については、財源確保や健全化実行計画との整合性を踏まえ、年度間調整を図っていく考えです。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業や感染症の影響による未執行业業費の取扱いについては不測の対応となるものであり、実行計画に反映させない考えです。

なお、新規拡充事業の財源措置については、スクラップ・アンド・ビルドを基本といたしますが、新年度からの市議会議員定数減など制度の変更による恒久的な費用の削減を含め、創意工夫による新たな効果額などを総合的に勘案した上で、その財源を活用する考えです。

次に、令和4年度予算編成方針における事業重点枠についてです。

新年度予算編成方針においては、平成30年度から重点枠としてきた地域力によるまちづくり重点枠から、新たに地域内の好循環によるまちづくり重点枠としました。重点枠は4年ごとの市長任期と連動させ、市長政策における特に重要な課題を重点枠としており、これまでも平成26年から29年度までにおいては、まちづくり基本条例の基本原則である市民自治と情報共有の実現に向けた取組を重点枠とした市民パートナー推進のための重点枠、30年度から令和3年度においては、まちづくり総合計画の基本理念である地域力を高め、地域力で進めるまちづくりの実現に向けた重点枠とした地域力によるまちづくり重点枠を創設してきました。

本市における重点枠は、財源分配型の重点枠ではなく、予算化における優先度を高めるといった事業選定に対しての重点枠となっています。これまで市民パートナー推進のための重点枠対象事業となっていた子ども議会開催事業や地域資源を活用した学校教育の推進事業などといった継続事業と同様、地域力によるまちづくり重点枠対象事業についても重点枠から外れはしますが、市民ニーズの検証と分析により必要とされる事業について、引き続き実施をしていく考えです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 次の質問は、水道料金改定の見直しについて質問いたします。

水道料金改定の見直しということですので、来年度以降予定をされています値上げ改定について、避けることができませんかという視点での質問であります。

本市の水道料金改定、消費税率変更に伴う料金改定を除きますが、平成30年4月に20%の改定を実施しております。同じく策定をされた士別市水道事業経営戦略においては、平成30年4月改定が給水収益と総括原価との差額の2分の1を賄う給水収益の確保と平成30年度から令和3年度までの算定期間終了時の資金残高1億円保持を基準としたものであることから、その4年後となる来年度、令和4年4月1日に再度値上げ改定する予定の財政計画となっていたところであります。

さきの予算決算常任委員会令和2年度決算審査において、村上委員の今後の水道料金についての質疑に対し、2年度決算状況から経営状況は改善しているとしつつも、来年度料金改定を行う考えが示されました。改めて平成30年度の料金改定以降の収支状況、計画との比較、さらに次期の改定時期や改定率など、今後の料金改定の考えについてお知らせください。

その上で、水道料金改定については見直しが必要ではないかという点について3点挙げたいと思いますので、それぞれに対する考えを聞かせていただきたいと思います。

1つ目は、令和4年4月から検針・料金請求の隔月化による負担感増への懸念です。経費削減を目的とした見直しについて、本定例会の初日に条例改正が可決をされましたので、来年4月からは2か月分の上下水道料金を請求、お支払いいただくことになります。4月時点では総額の変更はないものの、今予定されている料金改定があれば、3回ほど現行の料金の2倍の料金を支払った後、料金自体が上がるということになれば、支払いペースが定着しないのではと

懸念があります。

2つ目は、現在取り組んでいる下水道会計の公営企業化についてです。令和5年度を目標に、現在、下水道事業会計の公営企業化に向けた検討作業が進められています。公営企業化となれば、現在の水道事業と同様、独立採算が基本でしょうから、令和6年度からの下水道料金についての見直しも想定をされているところでありますけれども、現時点でその料金体系等について見込みは立っているのでしょうか。

3つ目は、現在取り組んでおります士別市財政健全化実行計画についてです。令和2年度策定、今年度から7年度までを期間とする計画によって、あらゆる歳出削減、抜本的な体質改善に取り組んでいるというのはさきの質問のとおりです。この財政健全化実行計画の策定にあっては、厳しい本市財政状況への対応として、市税等新たな市民負担によらない歳出削減との考えが示されてきました。そうであれば、この財政健全化実行計画期間中における新たな市民負担につながる水道料金改定、これは説明が違うのではありませんか。

以上3点の懸念について見解を求めます。

企業会計については、料金収益で全てを賄うという原則はありつつも、今後の給水区域は変更はない。その中で、人口減、世帯減となれば、その差額を全て料金改定だけで対応するには早晚限界があります。今回の質問では、来年度の料金改定時期の再検討を求めつつも、料金改定ができなければ、運転資金の枯渇、あるいは老朽管路の更新がストップするといった事態になりかねませんので、本市における老朽管路の更新は今後も大きな課題であり、それをやめろと言うつもりは毛頭ございません。

やはり、独立採算を原則としつつも、水道事業会計に対する繰入金の在り方についても検討が必要だと思います。現在の繰入れは、料金の低減策、これに対する繰入れしかないと同っておりますけれども、例えば今後の課題となっております管路の更新時に併せて耐震化、こういった取組を行う場合は、地域防災の取組として、交付金等の残りの市負担額を一般会計からの繰入額によって賄うなど、こういった検討ができないのか。

また、当然施設の更新費用については、本市のみならず全国的にも大きな課題となっていることから、長期的には国に対する財政措置、支援もきっちりと求めるべきだと思いますが、まずは、来年度控えております料金改定を見直すに当たって、他会計からの補助についての検討を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

まず初めに、料金改定を行った平成30年度以降の収支状況など、経営戦略の財政計画との比較についてです。

単年度収支において、決算時の損失額は、平成30年度6,058万3,000円、令和元年度9,218万6,000円、2年度2,671万3,000円となり、いずれの年も財政計画に対して、30年度は1,071万8,000円、元年度937万8,000円、2年度7,602万9,000円、それぞれ損失額を圧縮しました。こ

これらの結果、2年度末の運転資本は2億288万6,000円となり、計画に比べ2,837万7,000円改善しています。

続いて、改定時期や改定率などの料金改定の考えについてです。

改定時期については、先日開催された予算決算常任委員会で御説明しているとおおり、計画では4年4月の改定を予定していますが、経営状況が改善していることやコロナ禍における市民生活への影響を考慮して、改定時期の半年程度の先延ばしを検討しています。

また、料金の改定率は、総括原価方式と資金収支方式の考えを踏まえて検証することとおおり、いずれも上下水道審議会に諮問し判断しますので、今後開催する審議会の議論内容を踏まえて方針を決定する考えです。

次に、料金請求の隔月化による影響についてです。

西川議員のお話のとおり、隔月請求になることで市民の負担感が増えることが懸念されますので、市広報をはじめ、個別にビラを配布するなど丁寧な周知に取り組みます。一方で、さらなる料金改定の先延ばしは将来世代の負担を重くすることになりかねず、この点も審議会において御意見をいただき、水道事業の持続性を熟慮し判断いたします。

下水道使用料の改定の見込みについてですが、下水道事業は、公営企業会計に移行することで資産の現状を踏まえた損益等の状況を把握することができます。下水道使用料の改定は、資産価値を踏まえて経営状況を分析した上で、審議会でも検討を進めたいと考えています。現在資産状況を調査中のため、現時点では使用料改定の見込みは立てていませんが、今年度末には調査が完了し、次年度以降に経営状況の分析を進めてまいります。

次に、財政健全化実行計画との整合性についてです。

まず、健全化実行計画の策定については、市民の直接的な負担を回避する中で策定してまいりましたが、特定のサービスの受益者負担である使用料及び手数料については使用料・手数料見直しに関する基本方針、水道料金においては経営戦略に基づき、原則として4年ごとの見直しを行うものです。御指摘にありましてとおおり、人口が減少していく中で現状の施設を維持し受益者の負担が増加することは、行政にとっても重要な課題の一つとして認識しているところです。しかしながら、御提案のあった一般会計からの繰入れにより対応することについては、市民負担の公平性と受益者負担の在り方に不公平感が生じないように配慮する必要があるほか、特に健全化実行計画期間内の厳しい財政状況を勘案し慎重に判断すべきものと考えており、現段階での対応は難しいものと考えています。

また、国に対する要請としては、全国の水道事業団体が加盟する日本水道協会を通じて、財政支援の拡充や要件の緩和のほか、起債借換えの優遇措置制度の復活などについて要望しておおり、今後においても継続して要望活動を行うとともに、本市の財政状況を踏まえ、上下水道事業の中期的な検証、分析をする中で、経営改善に向けた手法を含めて検討してまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 (降壇)

○議長 (遠山昭二君) 西川議員。

○6番（西川 剛君） 答弁趣旨は理解をいたしました。当然、提案をさせていただいた他会計補助については、現在のいわゆる中期計画の中では新しい検討としては難しいのかと思いますけれども、1点、受益者等の部分の考え方についてお伺いをいたします。

当然、水道事業の中においては、受益者といえば、ある意味固定されているような一部の者と聞こえたりもするんですけども、水道事業、下水道事業の受益者は市民全員ですから、例えばこの後一般会計の中で何か新たな事業が行われるという、そこで益を受ける人よりはともとても幅広だと思えます。

そういう意味では、ぜひ来年度予算等の部分、あるいは今後のまちづくり実行計画の見直し作業をしている中であっては、そういった部分、市民全般が益を受けるような、そういったところへの財政出動について、改めて求めたいと思いますが、この受益という考え方、これはもう本当に私は全市民だと思うんですけども、この点についての見解をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（遠山昭二君） 千葉部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 再質問にお答えいたします。

今、水道の受益者について全市民というお話がございました。現実に本市の水道事業においては、給水区域というものが指定されておりまして、市民のほぼ80%以上がこの区域内で水道を利用している実態がございました。ただ、周辺部におきましては、実際に配水がされていない区域というのもございまして、全ての市民と言うにはちょっと足りない状況もございます。

その中で水道といたしましては、この受益者という部分の中では、少量を使う方、それから中程度、大量に使う事業者さん、いろんな方が存在します。その中で、やはり公平性だとか公益性、その部分の中では、全市民にという言い方についてはちょっと難しいものかなと考えておりますので、一般会計からの繰出し、繰入れ、これにつきましては、もっと検討する余地があるのではないかという考え方でございます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時33分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番 大西 陽議員。

○14番（大西 陽君）（登壇） 通告に従いまして一問一答方式で一般質問を行います。

最初に、市長が提唱しておられる地域経済循環分析について、その具体的な内容と併せて考

え方などについてお伺いを申し上げます。

市長の市政運営における基本的な考え方の一つとして、現在の市内経済は、デフレの長期化とコロナ禍の中で極めて厳しい状況にあることから、地域経済を好循環させるために、地域外から外貨を稼げるよう産業力の強化が必要であり、市内経済を立て直すための仕組みづくりが重要であるとしておられます。

令和3年第3回定例会の山居議員に対する答弁の要旨では、正しい経済学に基づいた取組で市内経済の活性化は可能である、稼ぐ力、稼げる力を高めることが大きな要素であることから、市内経済の状況分析を行って実態を把握することが必要であり、そのために、地域経済循環分析を目的に市内にワーキンググループを編成して、地域内の人、物、金の流れの調査を行い、資金を地域内に循環させる仕組みづくりを進め、あわせて、内閣官房及び経済産業省が産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約して可視化するシステムを提供している地域経済分析システム、いわゆるRESASを活用して、市内の資金の流れを見える化することで、地域経済の全体像と地域からの所得の流出入、地域の産業構造、エネルギー消費量などを把握して、市内における新たな産業と結びつける可能性を調査することが重要であり、これらをその後の政策立案につなげたいとしておられました。

そこで、地域経済循環分析の実施に当たって、調査の対象範囲及び調査項目とその内容、さらに調査分析の結果に基づく政策反映について、その概要と今後のスケジュールを伺います。

次に、資金を地域内で循環させる仕組みづくりが必要となり、その実現のため、一つの方策として、サフォークポイントなどを地域通貨として活用することが重要としておられます。一般的に、地域通貨は地域経済の活性化を目的に、物やサービスの対価として決済に使える擬似的な通貨としており、将来的にはサフォークポイントの活用とは別な地域通貨の新たな取組も必要と考えておられるのか、改めてお伺いをしたいと思います。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域経済循環分析における調査の対象範囲についてです。

第3回定例会において、市内経済を好循環させるため、私の考えの一端を申し上げた際に、資金の流れを見える化する考えをお話いたしました。経済活動により生産された付加価値が所得として分配され、さらに消費や投資として支出し、地域内に再度環流する過程において、どの程度地域外にお金が出たのかを調査、数値化し、見える化する必要があると考えています。

さらに、その流失が地域経済を縮小させている可能性もあることから、生産・分配・支出による地域経済の循環を把握し、どこに課題があるのか分析し、地域経済の好循環を実現する上で改善すべきポイントを検討することとしています。

そのため、調査の範囲については、前回、山居議員から御提言をいただきましたRESASや地域経済循環分析ツールの内容等から市内の主要産業を調査するべきと考えているところで

す。あわせて、分配された所得が支出された資金の流れも調査する必要があり、その調査方法や対象範囲などは、今後、庁内ワーキンググループで検討することとしています。

次に、調査項目とその内容についてです。

資金の流れを着目したとき、地域産業は、域外市場産業と域内市場産業に分けることができます。これは、地域外からの売上げが地域住民に分配され、地域内市場に支出され、さらに域内市場産業が分配、支出をする流れとなります。この資金の流れを把握するための調査項目が必要になると考えており、調査データを用いて地域の経済循環に関する課題を明らかにする必要がありますと考えています。

現段階での調査項目の考え方については、地域経済循環分析のスキームに照らし合わせ、売上げを市内と市外に分け、経費の支払いを投資、人件費、その他経費支出の3つに分類しつつ、その支出先をさらに市内と市外に分けることを想定しているところです。

次に、調査分析の結果に基づく政策反映についての概要と今後のスケジュールについてです。

先進地の事例を見ると、調査した結果、これまで主要な産業として資金を獲得していると位置づけられた産業でも、仕入れなど地域外に依存している状況や小売業など、商業、サービスなど域内市場産業の衰退により、消費購買力が地域外に流出している傾向が見られたとのことです。これらのことから、市内経済の好循環に向けて地域外から所得を獲得するための施策と、地域外への恒常的な流出を防ぐための施策をバランスよく講じていく必要があると考えています。

また国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、クリーンエネルギー戦略を策定し、実行する考えを表明しており、北海道においてもゼロカーボン北海道を目指した取組を進めるとしています。本市においても、北海道と歩調を合わせた施策に向けて、地域外に流出しているエネルギー関連においても調査し、施策につなげることが可能か検討することとしています。

今後のスケジュールについては、第3回定例会において喜多議員に御答弁したとおり、私の任期前半をめどに調査検討を進め、任期後半となる3年目には事業開始ができるよう庁内ワーキンググループに指示する考えであります。

次に、サフォークポイントとは別の地域通貨の新たな取組についての考えです。

昨年11月にサフォークスタンプ協同組合がポイントカード化したことに伴い、地域通貨の第一歩を踏み出したと認識をしております。しかしながら、日常の買物などで多く使う生鮮食品店など加盟店の増加などに課題はあると伺っております。まずはサフォークポイントの利便性が向上するよう、行政ポイントの付与や加盟店が増える取組など、地域通貨として活用できるよう可能な範囲で支援をしていく考えです。

現段階では、サフォークポイントが事業者間の決済で利用する仕組みの構築など、地域通貨としての利活用をするための調査・研究を進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） それでは、再質問で何点かお伺いしたいと思います。

まず、調査対象が主要産業を対象にするという考えであるということであります。市内には、所得を得るために、いわゆる法人経営、それから個人事業主、さらには給与所得世帯、あるいは年金受給世帯、多様な形があります。この主要産業というのは何を指すのか。このそれぞれの所得を得るための環境を抽出するのかどうかについて、まず1点。

それから、もう一つスケジュールですけれども、市長の任期前半をめどに進めるということでありますけれども、市長の今までの答弁の中に、例えば令和4年度の予算に対する基本的な考え方として、この経済循環分析を参考にすることなんですけれども、このスケジュールと今の答弁との整合性について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員の再質問に答弁いたします。

まず1つ目の対象ということになります。ただいま私が申し上げた答弁では、主要産業という言い方をさせていただきました。大西議員からは、それぞれの業種も含めてだと思いますが、法人、個人、経営形態も様々である、また所得の得方も様々であると、そのような趣旨の質問かと思えます。

今回、私どもが考えている調査対象につきましては、なぜ主要産業にこだわっているかというと、まず第1点は国のほうで設置している、ただいま御答弁いたしましたRESAS、あるいは地域経済循環分析ツールもそうなんです、一事業所ごとの単位の精査ではなくて、例えば業種ごと、農業、商工業とか、工業の中でも、例えば土別はあまり工業地帯ではありませんけれども、そういう分野ごとに分かれておりますので、あくまでも全国版のツールと合わせた見解で調べる必要があると思っておりますので、それ以上に深掘りしてやる考えはございません。

また、今1点ありましたが、経営形態、個人、法人というのは、今回の対象に関しては、そこは分野別でする考えはありません。今回はあくまでも、今答弁申し上げたとおり、市内と市外の流入出についての調査でありますので、そこについては差別化はいたしません。

参考までに、今、年金受給者というお話がありました。年金受給者の方におかれましては、消費者という立場ですので、また、その立場では違う捉え方で抽出をしたいと考えております。

それからスケジュールにつきまして、前期2年間調査して3年目からということになると、来年からの予算には整合しないのではないかというお話でございます。これも、今総合計画のヒアリングをしている中で、担当部署ともそういう話をしているんですけれども、結果に対する新しい事業という意味では、4年からの実施はできない方向で考えております。ですので、新たな政策も盛り込むのは盛り込みますが、経済循環分析をした後に行わなければいけない事業という観点の捉え方では、4年度からの執行ということにはならないと今の段階で私は考えております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） それで、最終的に目的は市内経済の活性化だと思います。そのためには、市は政策、立案して、どう後押しをできるか、どう支えるかということなんだと思うんです。その場合、この調査はいいことだと思うんで、精度を上げるためには、より細かくいろんな分野をやらなきゃならないと思うんですけれども、この辺の考え方はどうなんでしょう。どうも答弁を聞いていると、ある程度絞って抽出をするというお考えのようですけれども、果たして、それで精度が上がるのかどうかを含めて、考え方を改めてお聞かせください。

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員の再々質問に御答弁いたします。

まず、今回の私の地域経済循環分析、ここにこだわっているというよりは、あくまでもその後の政策を立案するために必要なものであるという位置づけで考えておりまして、これまでそもそもRESASというものが、2015年前後に国のほうでもそういうツールを開発したようなんですけれども、日本はこれまでどちらかというと、いわゆる生産、分配、支出があったとしたら、生産の部分のみ集約してきた経過があったそうでございます。しかしながら、それでは企業の収益は上がるんだけど、どのぐらい従業員もしくは下請に分配されて、どのようにお金を使って経済が回るんだということが全く見えないということで始まったのが6年ぐらい前からという経過がございます。

そういった趣旨を踏まえて私も考えているんですが、先ほど再質問の答弁でも答えましたとおり、例えば士別の産業が100あるとします。産業力、お金の動く数はです。それで、主要産業で例えば7割、8割占めていたとして、そのほかに例えば細かな分野があったとします。それを分析するためには、これは市のほうの労働力にも関わるんですけれども、事業量が多かろうと小さかろうと、恐らくかかる業務量というのは同じだと思います。

そういった意味からも、全てをやる業務量を考えたときに、それであれば、効率ある体制づくりをするためには、大きいものから中心にやっていくのがベストであろうという考えでございまして、現在、庁内プロジェクトをまだ立ち上げてそこでの議論は始まっていませんが、庁内で自分たちの手でやるのか、あるいは、いわゆるそういうコンサル、専門業界に任せるのかという選択肢もありますが、私の考えとしては、そもそも外にお金を出したくないという考えでやっていますので、できれば市の職員たちの知識の向上も含めて自分たちで取り組みたいと思っていますので、その辺、細かなものについては今後精査いたしますが、大西議員の御提案もしっかり念頭に置きながら、できる限りの細かな分析に努めたいと考えます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君）（登壇） 次の質問に移ります。

最初に、通告書には、士別市農業・農村活性化計画の第3期、あるいは第4期と通告をさせていただきました。これは、私もいろいろと議論する中で、次の第3次、第4次と改めたと理

解してしまして、この件、失念をしておりましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、第4次計画の策定についてお伺いたします。

本市では、まちづくり基本条例で総合計画をまちづくりの最上位計画と位置づけており、その中で農業の振興については、士別市農業・農村活性化計画に基づいて、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立をはじめ、豊かな生産基盤の確立、担い手の確保と安定的な経営体の育成、自然環境と調和した農業・農村の機能増進、活力ある農村の構築に努めるとしていることから、総合的な推進を図るため、士別市農業・農村活性化条例の第4条に基づき、分野別計画として、士別市農業・農村活性化計画、これを平成12年度より策定し、5年ごとに改定する中で、時代に合った農業政策の方向性を示してきました。平成30年からの第3次計画からは、総合計画との整合性を図るために、実行計画期間と同じ4年間の計画としております。

そこで、平成25年度からの第2次計画と30年度からの第3次計画を少し比較をしてみると、例えば農産物の振興については、第2次計画では、水稻及び畑作の作物別に課題を整理して、目標とする目指す姿、目標達成に向けた推進事項がそれぞれ記載されております。一方、第3次計画では、水稻をはじめとして各作物別の現状は記載されていますが、具体的な推進方策が見えにくい内容になっているような気がします。

また、畜産の振興についても、第2次計画では、畜産全体の状況と、乳用牛、肉用牛、養豚、農用馬、綿羊、養鶏、これら畜種ごとに現状と課題、目指す姿及び推進事項がそれぞれ記載されていますが、第3次計画では畜種ごとの詳細が示されておりません。

さらに、農作物に深刻な被害をもたらす鳥獣被害の防止については、第2次計画では重要な対策として、現状、課題、目指す姿、推進事項と整理されております。一方、第3次計画では、農産物の安定生産の中で現状と課題が記載されているのみで、目指す姿、推進事項に対する記載がないということでもあります。このことから、次期計画策定に当たっては、内容の精査と、項目によっては数値目標が必要ではないかと感じております。

また、それぞれの推進事項に併記して、関連する取組と予定する事業名を記載したほうがより見やすくなるのではないのでしょうか。そこで、次期計画を見やすく、より実効性のあるものにするためには、現計画の検証により精査が必要であることから、その検証結果、または検証予定と次期計画の重点項目及び新たな取組の考え方について、まずその概要をお伺いたします。

次に、計画策定プロセスについてです。

令和3年第1回定例会の大綱質疑で、私に対する答弁によると、次期計画の策定に当たり、幅広い世代の方々、消費者の方々、それから商工会議所などの幅広い御意見を聞きながら進めたいとしておりました。さらにJA北ひびきも、令和4年から第2次地域農業振興計画、JAの中期経営計画がスタートすることから、行政との連携の中で何ができるのかも含めて意見交換をさせていただくとのことでありました。

現在までの取組経過と今後の進め方について、改めてお伺い申し上げます。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、現在の第3次計画の検証結果、または予定についてです。

現計画は、足腰の強い農業・農村を目指すため、農業・農村活性化条例の基本方針に沿って、土づくり、収量アップ、人づくり、農村づくりを4つの柱に据えて、各種施策を推進してまいりました。

計画期間は本年度が最終年度となるため、昨年、現計画に対して農業者を対象に施策の内容ごとにアンケートを実施し、その集計結果等を基に市内7地区で意見交換会を開催しました。意見交換会では、新規就農者の確保に向け、就農希望者受入体制の見直しや継続したPR活動の必要性、また就農後の経営安定化への懸念や将来の地域コミュニティ維持を含めた地域内での議論が必要であるとするなど主意見として出されました。

労働力支援では、春先のもみまき時期や秋の収穫時期の短期的な労働力確保や人材不足により、省力化が図られる作物へシフトされていることなどの意見が出されたところです。経営の多様化による所得向上については、経営面積を拡大している中で、6次産業化に取り組むのは難しい、規格外品を利用してトマトジュースの加工を行ったが収益が上がらない、農業者は農作物生産のプロであるが、加工、販売は違う技術が必要なので、取り組める農業者だけ実施すればいいと思うなどの意見が出されていたところです。

そのほかGAP推進については、安全・安心という担保もついているので推奨すべき、農家の収益につながらず特に恩恵を受けないなどの意見や、スマート農業の推進では、労働力の削減、作業の効率化が図られているなどの意見が出されていたところです。

これら意見やアンケート結果を基に、A、推進できた、B、やや推進できた、C、あまり推進できていないの3区分で評価し、士別市農業・農村活性化審議会での協議結果に基づき、現計画を検証しました。評価の結果については、A、推進できたが6割、B、やや推進できたが4割であり、全体としては、おおむね推進できたものと考えているところです。

第4次計画の策定に当たっては、現計画の検証等を踏まえ、基本目標を持続可能な生産体制の確立として、4つの柱である人づくり、農村づくり、土づくり、収量アップごとに重点項目を設定し、その項目に対して推進事項を設定し、主な取組を実施する内容としております。

また、数値目標については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の農業分野で掲げた内容との整合を図りながら、盛り込む項目を精査してまいりたいと考えています。

新たな取組といたしましては、農業研修者の受入れまでの流れや農業研修者の受入体制への理解等を図るためのフロー図の作成について、大西議員からいただいた御提言を基に本計画へ掲載し、農業研修者の確保、育成などの推進に努めてまいりたいと考えています。

次に、計画策定プロセスについてです。

第4次計画の策定に当たり、農業者等から改めて意見を伺うため、本計画の素案を作成し、

本年11月下旬から12月上旬にかけて、市内7地区で意見交換会を実施してまいりました。意見交換会の参加者は、コロナ感染対策の観点から参集人数に配慮しつつ、農業委員や中山間の地区代表、JA北ひびき本所・各支所職員、地区受入農家協議会代表、JA北ひびき女性部から参加をいただきました。このほか、JA北ひびき等は、本計画策定に関わる部分を含め、担い手確保・育成、労働力支援、作物振興などについて、数度にわたり協議してきたところです。

また、今月中には庁内での協議を経た後、士別市農業・農村活性化審議会を開催いたします。この審議会は、農業者、農業委員、農業協同組合、土地改良区、森林組合、消費者協会等で構成されておりますが、本年度新たに、これも大西議員の御提言により商工会議所からも推薦をいただき、12人の委員で構成されているところです。

これらを踏まえ、明年1月にはパブリックコメントを実施し、2月に再度士別市農業・農村活性化審議会で協議をいただき、令和4年3月末までの策定を目指す考えです。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 1点、提案を含めてお話をさせていただきたいと思うんですが、この活性化計画については、本市農業の全てがこれに網羅されている。政策、それから目指す姿と解釈をしております。それで、農業についても随時環境が変わっていますから、毎年見直しが必要だなという気はしております。そういう意味では、私も過去の反省から、この計画を策定する上でこれに全力投球をして、できたらこれをどうするか。大事にしまってしまうということではなくて、常にこの計画に基づく市政執行だという感じで、例えばこれを加除式に何か工夫をして、あまりお金をかけないで、変更、見直しがあれば差し替えるということで、常に携帯ができる。携帯をしたほうがより実になりますから、そんな作り方を検討してみてもどうかと思いますが、見解があればお伺いします。

○議長（遠山昭二君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

今、議員から御提言いただきました。やはり見ていただける計画、これは本当に大事なことであると思っております。そんな意味では、我々も今、見やすさも含めて、実はいろいろと知恵を絞っているところがございます。また、この後、今回、向こう4年間ということではありますが、その間についてもということであれば、今この時代でありますから、様々なツールを使った中で何か工夫ができるか、この辺りも十分考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問でございます。日向保養センター、日向温泉の運営について、確認も含めてお伺いをいたしたいと思っております。

日向温泉は多寄町の西側に位置して、その高台からは天塩川と穀倉地帯を眺望でき、周辺にはキャンプ場を備えた日向森林公園や日向スキー場が隣接しており、市民をはじめとして、

多くの方々に利用をされております。

歴史は、明治33年に山形県出身の貴族院議員日向三右衛門が多寄町の天塩川左岸一帯の払下げを受け、明治35年に日向農場の本格的な入植が始まりました。明治時代の末期に、日向農場の田口善治郎が河岸に湧き出している鉱泉を発見して、そこに2階建ての温泉場を開き、日向温泉と名づけたのが始まりと言われております。多くの地域住民に利用されてきましたが、火災により焼失したことから、昭和38年に、地元有志により鉱泉の分析調査と再開発により再建をされております。

昭和52年11月に、第2次林業構造改善事業で、林業従事者の研修と宿泊を目的に士別地区林業センター日向温泉として建設をされ、昭和58年に事業主体を士別市に移管をして、同年12月に管理運営を旧多寄農協に委託をして、平成16年に合併により発足したJA北ひびきが指定管理者として運営に当たって、現在に至っております。

平成25年には、入浴と食事が主体の施設として、名称を日向保養センターに改めリニューアルオープンしており、今後も歴史ある日向温泉は、市民の憩いの場としての役割と本市の貴重な財産であることから、その明かりを消すことがあってはなりません。

そこで、士別市指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理者に管理を行わせる期間は、管理業務を開始する日から起算をして3年を基準としております。ただし、施設の性格や設置目的等を勘案して施設ごとに設定するとありますが、令和3年度の指定管理者であるJA北ひびきとの協定の更改では、期間を1年としておりました。その理由と、令和4年度以降の運営方針についての考え方を併せてお伺い申し上げます。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、本年度からの基本協定の期間についてです。

日向保養センターは、大西議員お話のとおり、明治末期に日向温泉と名づけられた温泉場としてスタートし、昭和52年には、士別森林組合により、士別地区林業センター日向温泉として、現在の場所に建設されました。昭和58年市に運営が移管され、当時の多寄農協に管理運営を委託し、平成18年度からは北ひびき農業協同組合を指定管理者として、現在に至っています。

この間、平成25年のリニューアルオープン以降においても、利用者の利便性を損ねることなく、経費の節減や原価率の見直しなどを実施し、安定的な運営に努めてきました。しかしながら、入館者の減少、レストラン、宴会の利用者減少などにより増収は見込めない状況の中、指定管理者である北ひびき農業協同組合から、基本協定期間が終了する令和2年度をもって、日向保養センターの運営を取りやめる意向が示されました。

本市としては、令和3年度において、本施設運営の在り方を抜本的に見直すこととし、北ひびき農業協同組合には、令和3年度に限り継続して当施設の運営を担っていただくこととしたところであります。

次に、令和4年度以降の運営方針についてであります。本施設では、本年6月下旬から、地

下水を使用している入浴施設のシャワーや水風呂、レストラン等の飲み水が不足する事態となり、タンク車による施設内への給水や原因調査を試みましたが、回復せず、9月13日から全面的な臨時休業となりました。

今後の施設運営を検討するに当たり、第1には浴室やレストラン等で使用する水の不足が天候によるものなのか、あるいは設備の故障に起因するのか、また、温泉水のくみ上げ設備や泉質の現状把握など、施設運営継続の前提となる事案を早急に確認する必要が生じました。その後、飲料水等の供給調査では、給水管の亀裂により配管内に常時空気が入っている可能性が判明し、配管復旧工事に向け、さきの第3回定例会において補正予算を計上し、給水管敷設工事を実施しました。あわせて、水源供給量の調査、温泉の源泉水量調査及び泉質の調査を実施してきたところであります。

調査の結果としては、飲料水及び温泉水共に必要量が確保されていることを確認することができ、泉質においても引き続き温泉を標榜できることが確認できました。これらのことを踏まえ、施設運営の在り方を総合的に勘案し、厳しい財政状況の中、今後の指定管理料など課題はあるものの、運営を継続するとの判断に至ったところです。現在、日向保養センターのレストランについては、日向スキー場のオープンに合わせ11月27日から、また温泉施設は12月8日から営業を再開しております。

今後においては、市民の交流活動の推進、健康増進と余暇活動の充実を図る交流型観光レクリエーション施設とする設置目的を踏まえ、これまで以上に隣接する日向スキー場との連携による相乗効果を最大限に発揮し、本市が求める要求水準を満たすことを前提に、令和4年4月から施設運営が可能な事業者との指定管理者協定に向け、現在諸手続を進めているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 私が心配するのは、1年間の指定管理契約ということは、この1年をもって、現在の指定管理者、北ひびき農協はこの温泉の経営から一旦下りるということなんだろうと思います。今の副市長からの答弁のとおり、4月1日からは、空白の空くことなく経営を継続すると答弁がありました。しかし、あと3か月でありますから、公募をして指定管理者を正式に決めて、さらに引継ぎ、当然、事前に入浴券等々お客さんがもう既に取得している方が相当おりますから、この辺の引継ぎ、それから、指定管理者のJA北ひびきが独自にそろえた備品等々もあるように聞いていますので、それらの引継ぎに相当な期間を要するんだと感じておりました。そういう意味では、今の答弁では、これから、今進めているということでありませけれども、取組が非常に遅れているのではないかという気がしますけれども、そんなことはないでしょうか。

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 4月の指定管理に向けては残り3か月余りということで、あまりにも短い期間だということで、御心配をいただきました。確かに通常の手続から見ますと、相当これ

から急いでいろんな手続をしていかなければなりません。例えば要求水準にしても、募集要項にしても、通常であれば、ある程度余裕を持った期間で作成をしておりましたし、指定管理の公募に向けた告示期間についても、一定の余裕を持った期間ということにしておりましたけれども、今回4月に向けて、作業時間としては本当に余裕がないところでありますけれども、そこは何とか担当部局に頑張ってもらって、4月の指定管理に向けて間に合うように鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○14番（大西 陽君） 分かりました。副市長から空白は空けないと、特に声を大きくしておっしゃいましたので、期待をして、私の質問は以上で終わります。

○議長（遠山昭二君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして一問一答で質問をさせていただきます。

デジタル関連法案についてお伺いしたいと思います。

5月に成立したデジタル関連法は、首相の下に強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設、国や地方自治体のシステムや規程を標準化、共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。法案に対しては、個人情報保護を破り、権力による国民監視を強める危険な法改正であると、マスメディアや各方面からもその危険性が指摘されています。

本来、情報通信などデジタル技術の進歩は人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。地方自治体においても、地方自治の発展や住民の福祉の増進のためにこの技術を有効に活用していくことが求められています。

2020年度版情報通信白書によると、企業などが提供するサービスを利用する際に個人データを提出することについて、8割が不安を感じると答え、インターネットを利用する際に感じる不安については、個人情報や利用履歴の漏えいが88%に上っております。個人データの活用について、便利、快適性を重視すべきであるというのは22%にとどまり、一方、安心・安全性を重視すべきであるが79%にもなっております。デジタル化に向けた本市の取組をお聞きいたします。

昨年、東京証券取引所で終日取引停止という重大なシステム障害が発生し、東証のシステムを担う富士通は日本一のITサービスの企業です。また、2021年2月には、みずほ銀行のATMから通帳やキャッシュカードが戻らない事故が起きております。さらに8月にもシステム障害が発生し、みずほ銀行の全国の窓口で取引不能の事態が生じました。デジタル化を熱烈に推進している経団連の中核を担う国内有数の通信・IT企業が、国民の大切な財産を預かる大銀行でさえ安心・安全なデジタル環境を提供、維持できなくなったことが白日の下にさらされました。東京商工リサーチの調査によると、2012年度から2020年の間に、個人情報の漏えい、紛失事故は累計で460社、漏えい、紛失した個人情報は累計で1億1,440万人分、人口の約9割が被害に遭った計算です。

現行の個人情報保護法では、個人情報の取扱いに当たっては利用目的をできる限り限定し、

第三者提供はあらかじめ本人の同意を得ることを原則としています。ですから、収集した個人情報をも本人の同意を得ずに当初とは異なる目的のために流用したり、無断で第三者に提供したり、必要以上に大量の個人情報を収集したりすることは違法とされ、一定の規則が設けられております。

個人情報が集まれば集まるほど攻撃がされやすくなり、情報漏えいのリスクは高まります。また、様々な機関がデータにアクセスできるようになればなるほど流出機会が増加します。さらに、マイナンバーで地方自治体を持つ個人情報と国の機関が持つ情報が関連づけられ、強力な権限、業務が与えられたデジタル庁が設置され、国民の所得や資産、健康状況、教育、学習データ、資格など、個人データが丸ごと国家に管理されることとなります。こういう状況の中、個人情報は守れるのか、お聞きいたします。

行政サービスにおいて、使いたい人が使えばいいという自己責任を持ち込むことは許されません。デジタル技術を使える人と使えない人の間で行政サービスに格差があってはならないことは当然です。市民の多面的なニーズに応えるには、デジタル手続とともに窓口での相談など対面サービスを拡充し、市民の選択肢を増やすことが必要です。デジタル化を口実に窓口を減らしたり、紙の手続を取りやめたり後退させる事例も出てきております。対面サービスの後退につながらないかをお聞きいたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、デジタル化に向けた本市の取組についてです。

本市では、これまで北海道と道内市町村が共同開発した北海道電子自治体共同システムの電子申請サービスを利用し、一部の手続において電子申請の受付や申請用紙等のダウンロードが可能となっており、市民の利便性向上の取組を実施してきたところです。

また、現在国では、デジタル技術による国民の利便性向上を目的として、自治体デジタルトランス・フォーメーション、通称DXの推進をしており、令和7年度までに自治体に取り組むべき重点取組事項等が示され、本市においても、国が示した手順書に沿って本市に合った取組を行っていく予定です。

次に、個人情報は守れるのかとのお尋ねです。

今回成立したデジタル関連法の一つであるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本に統合するとされました。

また、地方公共団体の条例等で定める個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定するとされ、地方公共団体の条例等の規定は、公布日の5月19日から2年を超えない範囲内で法令で定める日までに見直しするものとされています。主な改正内容は、先ほどお話ししたとおり、個人情報の取扱いにおける全国共通のルール化や定義の一元化などですが、現在改正法のガイドライン案が示され、内容の精査をしている状況であり、今

後は、新たな個人情報保護法と本市の現個人情報保護条例との比較検討を進めていくことになります。

次に、情報漏えい、情報紛失などに対する本市のセキュリティーについてです。

国は平成27年に、日本年金機構の情報流出事案を受け、新たな自治体情報セキュリティー対策の抜本的評価についてとして自治体にセキュリティー強化を要請してきました。これを受け、全国の自治体はセキュリティー強化を実施しており、全てのネットワークはインターネットに直接接続できないようにするなど、さらなるセキュリティー対策強化を実施してきたところです。

本市では既に個人情報を扱っているシステム端末はインターネットに接続できなくしており、また、端末についても従前からUSBの使用制限を行っていましたが、マイナンバー制度導入に向け、システム起動時のパスワード認証の際に手のひらの静脈情報により認証を行う仕組みも導入するなど、個人情報の保護を第一としたセキュリティー対策強化を実施してきたところです。昨今、セキュリティーポリシーガイドラインが見直され、DXの重点取組事項においてもセキュリティー対策の徹底が示されたことから、個人情報保護を第一とし、慎重に見直しを行っていきます。

なお、事務上の個人情報の取扱いについては、現在も法律をはじめとする国で示されているセキュリティーポリシーやガイドラインに基づき、厳重に取扱いを行っています。

次に、対面サービスの後退につながらないかとのお話がありました。

これまで市民が市の各種手続や相談などを受ける際には、庁舎の窓口にお越しいただく対面サービスを基本としています。こうした現状に加え、行政手続などのデジタル化が進むことで市民の選択肢が増え、その方に合ったサービスの提供ができ、利便性の向上と多様化する市民ニーズに対応することが可能となっています。

また、来年度の市内光ファイバー網整備後に向け、デジタル技術の活用により、距離が離れていても対面に近い窓口サービスの提供などができるよう、その手法についても検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

今、国が個人情報を集めるために力を入れているのはマイナンバーカードの普及だと思います。普及が進まないのは個人情報の流出や悪用に国民が不安を持っているからです。マイナポイントの付与と引換えにカードを国民に押しつけようとしております。デジタル関連法案に基づいて自治体情報システムの標準化、共通化を推進し、国のシステムに合わない自治体独自の施策が制限されかねません。そんなような心配はありませんか。

○議長（遠山昭二君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

政府はデジタル庁を設置する中で、行政サービスの効率化、それから実際のサービス提供の迅速化等も含めた総合的な観点から全国的なデジタル化の推進を進めようと歩みを進めております。御指摘にありましたように、個人情報の保護につきましては、実際には各自治体はその情報を管理するという立場にありますので、これまでも個人情報の保護条例、それからセキュリティポリシー等において実際に情報管理を徹底するとともに、もし何か事故が発生した等の対応等についても、それぞれの自治体において規程を置いて取組を進めてきたところであります。

その中で、今、行政システムの標準化、共通化についても、その取組項目の一つとして取り上げられておりますが、この対象となりますのは基幹的なシステム、どの自治体でも基幹的なシステムについては共通で開発、管理をしたほうが効率的な運用ができるだろうということで、全ての業務ではありませんが、基幹的なものについては共通化していくということで、全体としてのそういった効率性を維持していこうという考え方にあります。

そういう意味では、具体的にはその項目が順次国から示されてくることになると思いますが、その推進に当たっては、今御質問にありましたような個人情報の管理の面も十分留意しながら進めていく考えであります。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次に、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についてお伺いします。

難聴は高齢者にとって最も一般的な身体機能の低下の一つです。我が国では、65歳以上で約1,500万人と推計されています。日常生活に支障を来す程度とされる難聴者は、70代男性で5人に1人、女性で10人に1人程度との調査結果が報告されています。高齢化社会を迎え、本市の65歳以上の高齢化率は、今年8月現在で41.3%、80歳以上は15.7%という数字が出されております。人は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、それに何も対処しなければ、高齢者は社会的に孤立することで認知症や鬱病が進行するのではないかとされており、難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切であります。しかし、補聴器は15万円から30万円ほどと高価で、高齢者には手が届きません。高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく、所有が簡単ではありません。

一方で、耳が聞こえにくい、聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康長寿の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られています。欧米諸国では医療の問題として補助が行われております。そのため、難聴の人の補聴器保有率は、イギリスは47.6%、フランス

は41%、ドイツは36.9%、アメリカは30.2%と比べ、日本は14.4%と非常に低くなっています。

本市でも、令和2年第2回定例会で加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書を採択し、国に提出したところです。補聴器購入助成制度などに取り組む自治体が広がっております。国へ公的補助を求めていくと同時に、医師の診断の下に必要な方に補聴器購入助成をする考えはありますか。また、特定健診や健康診断等で高齢者の聴力検査を取り入れてもいいのではないのでしょうか。

以上お聞きいたしまして、この質問を終わります。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についてです。

加齢性難聴は、感音性難聴の代表例の一つとされ、内耳だけではなく大脳などの中枢障害を伴うため、聞こえが悪くなるだけでなく、言葉の聞き取りが悪くなるのが特徴とされています。聴力が低下し始める時期やその程度には個人差がありますが、加齢以外に特別な原因がないことから根本的な治療方法がない病気で、認知症の危険因子の一つとされています。そのため、日常生活での聞こえづらさを解消し、認知症の予防や生活の質を改善するためには、補聴器の使用が有効な手段とされている一方、その効果には個人差もあるとされています。

難聴のうち高度または重度で聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方が補聴器を購入する場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、基準額の範囲内において原則1割負担により購入することが可能となっています。また、身体障害者手帳の該当になっていない方でも、補聴器相談医からの診療のために補聴器が必要である旨の証明書により補聴器を購入した場合には医療費控除の対象となります。

このように国による助成制度が講じられているところではありますが、対象者は極めて限定されていることから、現在、全国市長会において、国に対する施策及び予算に関する提言の中で、軽度・中等度難聴者及び難聴児の補聴器購入について補装具費の支給制度の中で対応するなど必要な措置を講ずることについて障害者福祉施策としての実施を求めているところです。したがって、加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度については、国において制度化されることが望ましいと判断しており、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、特定健診や健康診断等で高齢者の聴力検査を行うべきではとの御質問についてです。

本市では、毎年6月頃から40歳以上の国民健康保険に加入している方を対象とした特定健診と後期高齢者医療制度に加入している方を対象とした健康診査を成人病健診センターや保健福祉センターのほか、あさひサンライズホールや各出張所などを会場に実施しています。特定健診及び健康診査については、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した健診を行うものであるため、聴力検査については国が定めた検査項目に入っていないところです。

また、日本聴覚医学会が作成した聴覚検査法によれば、聴覚検査は妨害騒音レベルの低い防

音室で行うことが求められており、さらに、実施に当たっては臨床検査技師など聴覚測定理論と実践のしかるべき教育課程を経た方が行うこととされています。したがって、聴力検査は国の検査項目に入っていないこと、加えて、防音室や検査技師など検査体制の確保も困難であることなどから、聴覚検査の実施は現時点では難しいと判断しています。

聞こえにくさの要因としては、加齢によるもの以外にも何らかの病気に起因することも十分に考えられますことから、高齢者実態調査や地区担当保健師活動などの場面で聞こえに関する相談があった場合には、保健師がお話を伺うとともに、医療機関への受診を勧奨するなど、市民からの相談対応や受診勧奨に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

残念ながら前向きな答弁はいただけませんでしたけれども、先ほども言いましたけれども、高齢者が増えるということは当然のことながら難聴者が増えるということになります。平均寿命も延びてきておりますし、聴覚は70年、80年と使うとそれだけで衰えてきます。聴覚の問題は、その裏側には言語があります。我々は言語を聞いて、頭の中でその言葉を理解して、言葉から優しい、楽しい、悲しいという情動反応が起きるわけです。こういう脳の高次能力を使って今度は自分の言葉として相手に返すということが行われます。これがコミュニケーションです。高齢になり難聴が進んでいけば、そのコミュニケーションが衰えます。そして、それに何も対処しなければ高齢者は社会的に孤立していきます。

ちなみに、道内でも7市町村で補聴器購入の助成を行っています。今年から助成を行った東川町では、聴力レベルが30デシベル以上の人には上限3万円ほどの補助を行っています。北見市では、70歳以上の高齢者で補装具を必要とする人に対して現物支給をしています。また池田町では、60歳以上で40デシベル以上の人に助成額5万円を助成をしています。また、赤井川村では、65歳以上の人で新たに補聴器を購入する人に対し最大3万円までの助成を行っています。

先ほど前向きな回答は得られませんでしたけれども、高齢者が安心して暮らせるようにぜひ御検討をしてもらいたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

今、議員のほうからお話がありましたように、難聴によって、この難聴というのは聞こえづらさ、誰もが起こり得るものでありまして、その程度については個人差もあるということでもありますけれども、答弁でも申し上げましたように、難聴については、国も新オレンジプランの中で認知症の危険因子の一つであるということをおっしゃっています。したがって、今、全国市長会のほうで、これについてはしっかりと公的な国の制度として支援すべきだということで提言を行っているところでありますので、まさにこれは国としてしっかりと制度化するべきも

のということを判断しておりますので、この動向を見守っていきたいと考えているところであり
ます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時50分散会）